○国土交通省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）			（本省及び各外局別の定員） **第一条**　（略）		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	三八、八八〇人		本省	三九、〇一一人	
観光庁	二一九人		観光庁	二〇〇人	
気象庁	五、〇三九人		気象庁	五、〇七八人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。	運輸安全委員会	一七八人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、一七八人		海上保安庁	一三、九九四人	
合計	五八、四九六人		合計	五八、四六一人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成三十一年九月三十日までの間	三八、九三一人

○環境省令第九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

環境大臣　原田　義昭

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。